

令和7年度 岡方中学校いじめ防止基本方針

新潟市立岡方中学校

1 いじめ防止基本方針策定の目的

いじめは、どの子どもにも起こりえる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校・保護者・地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。＜新潟市の基本理念＞

前項の基本理念の実現に向けて、いじめの防止等のための対策を総合的かつ組織的に推進することを目的として、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針・新潟市いじめ防止基本方針を参考に岡方中学校いじめ防止基本方針を策定する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義より、事案が次の4つの要件に全て当てはまる場合に、その事案をいじめと判断する。

- ① 加害者・被害者とも児童生徒である。
- ② 加害者と被害者が、一定の人的関係にある。
- ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。

3 いじめ防止基本方針

- (1) わかる授業・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者や地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。
- (2) 全教職員が、いじめに対して積極的、組織的に対応し、生徒と共に解決を図る。
- (3) いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察・児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

4 いじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ対応ミーティング

- a 目的 発生したいじめ等に対し迅速に対処する。日常的に対応する。
- b 構成 管理職、生徒指導主事、該当学級担任、その他関係職員
- c 役割 いじめの実態調査と対処方法の協議。関係生徒への指導

(2) いじめ対策委員会

- a 目的 学校外の人材の専門性を活用しいじめ防止に取り組む

b 構成 管理職、S C、スクールガードリーダー、医師、弁護士

c 役割 重大事態や重大な事案が発生したら対応方針・内容を決定する。

(3) 中学校区いじめ対策委員会

a 目的 学校、保護者、地域が連携していじめ防止に取り組む

b 構成 地域コミュニティ協議会・青少年育成協議会・各校管理職・各校生活指導担当

c 役割 各校のいじめ防止等に係る取組の情報共有

5 いじめ防止等のための方策と対応

(1) いじめの防止

a 従来の予防的・課題解決的な指導から、生徒一人一人の成長を促す指導により力点を置き、新潟市の生徒指導リーフレット及びいじめ対応リーフレットに基づき、いじめを生まない人間関係・学校風土づくりに努める。

b 多面的な生徒理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通してすべての生徒に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から自律性と社会性をはぐくみ、精神的・社会的な自立を目指す。

c わかる授業・できる授業や一人一人を大切にし、生かす教育活動により、学級・学年・学校の風土をつくり、保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。

(2) いじめの早期発見

a 生徒をよく見る、話をよく聴く、寄り添う、かかわる、毎日笑顔で話しかけたりほめたりするなど、小さなことの積み重ねを大切にし、生徒との信頼関係を築く。

b いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で生徒に接し、生徒の人権感覚を育成する。

c 日常の観察、こまめな記録の積み重ね、アンケート等の活用、教育相談体の充実等により、いじめの早期発見に努める。

○「生活ノート」の活用

○「学校生活アンケート（いじめ防止）」の実施（月1回）

○「教育相談アンケート」の実施（年2回）

d 生徒の話をていねいに聴き取り、その後の対応についても生徒の意向を汲みながら、生徒と一緒に考え、安心感を持たせる。

e 全職員で生徒の様子を見取り、情報を収集・整理して共有し、組織的な対応に迅速になげようにする。

f インターネットを通じた見えにくいいじめにも注意を払う。また、地域から情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に努める。

(3) いじめへの対処

a いじめを認知したら、いじめ対応ミーティングを開き、実態調査と対処方法を協議する。

b 被害生徒に対しては、心のケアに努める。また、保護者に対して経過や今後の方針をていねいに説明する。

c 加害生徒に対しては、安易な謝罪で終わらせず、相手の心の痛みを理解させ、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させる。また、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。

d 傍観生徒に対しては、自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの傍観者にならず、一歩踏み出す勇気が持てるようにする。

e 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解・協力を得ながら取り組むとともに、必要に応じて関係機関と連携して取り組む。

(4) 自殺につながる可能性がある場合の対応

a 生徒が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALK の原則 (Tell : 心配していること伝える, Ask : 自殺願望についてたずねる, Listen : 気持ちを傾聴する, Keep safe : 安全の確保)」に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。

b いじめが解決した後も、きめ細かく経過観察を行い、関係する生徒への対応をていねいに行うなどして、いじめの再発防止に努める。

(5) 重大事態への対処に当たっての方針

いじめは決して許されない行為であり、ましてやいじめによる重大事態は決して招いてはいけない事態である。しかしながら、万一、重大事態が発生した場合には、教育委員会及び学校は、次の方針の下、全力でその対処に尽力する。

○いじめを受けた児童生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。

○いじめに係る事実を徹底的に解明し、対処に当たる。

○いじめを受けた児童生徒はもちろん、いじめを行った児童生徒に対しても、その心情に十分寄り添って指導、支援する。

※重大事態の意味について

法第28条第1項において、次に掲げる場合をいじめの重大事態としている。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

具体的には、次のようなケースが想定される。

○児童生徒が自殺を企図した場合

○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合

及び

○いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。